

令和5年11月22日14時00分
近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

有限会社河崎電気店

期間: 令和5年11月22日から令和6年2月21日まで(3ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

有限会社河崎電気店が契約内容を履行せず、契約解除に至ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141

総務部契約課長

総務部契約課建設専門官

おおぎり

大桐

いそかわ

磯川

あつひこ

敦彦

けんいち

健一

(内線 2511)

(内線 2512)

令和5年11月22日
近畿地方整備局

有限会社河崎電気店に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

有限会社河崎電気店は令和5年4月17日付で滋賀国道事務所と「国道8号他道路照明施設維持補修工事」について契約締結したが、令和5年8月28日付で(有)河崎電気店より「契約関係を維持することが困難なため辞退します」との書面が送付されてきたので、工事請負契約書第48条に基づき令和5年9月13日付けで契約を解除した。

2. 指名停止措置理由

有限会社河崎電気店が契約内容を履行せず、契約解除に至ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：有限会社河崎電気店
滋賀県長浜市木之本町木之本1519
代表取締役 河崎 喜英

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和5年11月22日から令和6年2月21日まで(3ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。